

中期経営計画

令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）

【第4期】

令和6年（2024年）3月

公益財団法人 滋賀県緑化推進会

目 次

I. はじめに	-----	1
II. 計画期間	-----	2
III. 経営ビジョン	-----	3
IV. 基本的な方針	-----	3
1. 経営の現状と今後の方向性		
2. 経営方針		
V. 取組の枠組みと数値目標	-----	5
VI. 重点的な取組	-----	8
1. 県民の緑化意識の高揚と募金額の目標達成		
2. 身近な森づくりへの支援		
3. 安心・安全なまちの緑づくりへの支援		
4. 次代のリーダー等の育成		
5. 国際的な緑化活動の実施		
6. 公正で開かれた組織運営と効果的な広報		
VII. 推進体制	-----	12
1. 自主財源の確保		
2. 進行管理と点検評価		
3. 実施状況の公表		

○ 付属資料

I. はじめに

滋賀県緑化推進会設立の経緯と森林・緑を取り巻く状況

戦後の荒廃から国民にうるおいのある生活を取り戻すための一助として植樹によって実現すべく、昭和25年（1950年）に国において「国土緑化推進委員会」が結成された。これを受けて、本県においては、現滋賀県緑化推進会の前身である滋賀県緑化推進委員会が設立された。当時、全国では本県を含めて24県に緑化推進委員会が設立され、近畿では滋賀県と奈良県の2県だけであった。当会は設立から73年間、滋賀県における緑化事業の推進と緑化推進思想の高揚を図るとともに、「緑の募金」を推進することにより、県土の保全、水資源の確保ならびに県民の生活環境の整備及び改善に大きな役割を果たしてきた。昭和52年（1977年）に緑化団体として全国で最初の財団法人の設立許可を受けたが、平成24年（2012年）4月に公益目的事業を行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する法人、公益財団法人滋賀県緑化推進会（以下「県緑化推進会」という）の認定を受け、適切な事業内容と組織体制による団体運営を行っている。

琵琶湖をほぼ唯一の水系とする滋賀県では、平成16年（2004年）3月に、滋賀県で「琵琶湖森林づくり条例」が制定され、50年、100年先も展望しつつ施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進」を基本方向とする「琵琶湖森林づくり基本計画」を策定し、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向けた取組を進められている。また、平成27年（2015年）に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が制定されたが、そのなかで国民的資産と位置づけられた琵琶湖の保全と再生にとって、森林・緑の存在は水源涵養や災害防止などの機能を発揮することから益々重要となっている。さらに、令和4年（2022年）に施行された「滋賀県CO2 ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」において、森林は二酸化炭素の吸収源として位置づけられるなど、その重要性に人々の関心が大いに高まっている。同年の世界農業遺産の認定においても、県民が協働で行う植林や企業が行う森づくり等の水源林保全の取り組みが河川に遡上する湖魚の繁殖環境の保全につながっていると評価された。

世界的に見ると、平成27年（2015年）国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されたが、そのなかの具体的な17の「持続可能な開発目標（SDGs）」を達成するうえで森林・緑はその多くに関連しており、持続的に森林・緑を管理することの重要性が増している。

特に、当会に関連することとしては、「森・川・里・湖」がつながる滋賀県で令和4年（2022年）6月に開催された第72回全国植樹祭のレガシーとして、森づくりへの関心と緑化意識を持続向上させることや中心的な役割を果たした緑の少年団など次世代の育成を強化することが重要となっている。その一方で、これまでの取組成果によって緑化を行う場所やニーズが縮小するほか、事業実施後に維持管理を継続する自治会等の体制が弱くなるなどの状況を踏まえ、本計画の実現に寄与するよう、重点的に行うべき取組についてはスクラップ&ビ

ルドを行い、限られた寄付や人員を優先順位の高いものへとシフトする時期にあると考える。

前中期経営計画の到達点

平成30年度（2018年度）に策定した現中期経営計画（平成31年度（2019年度）～令和5年度（2023年度））は、今年度に満了を迎えることになるが、以下のような方針のもと取組を行った。

「方針1 自主・自立性のある経営の維持・継続」では、県からの財政支援を得ずに経営を行うため、6千万円という募金目標を掲げたが、令和3年度（2021年度）のみ目標を達成したものの他の年度では目標達成はできなかった。

「方針2 県を主とした行政と相互補完または相乗効果を図る一体的な事業実施及び個別事業メニューの検討」では、県の取組とのバランスを保ち、世論の動向を踏まえた事業展開を行うべく、森・緑づくり活動への支援数75箇所／年 を目標に掲げたが、令和4年度（2022年度）には110箇所を取組を実施するなど全ての年度で目標を達成した。

「方針3 公益財団法人として透明性の高い経営の推進」では、情報公開等を一層推進するため、ホームページ更新回数 月2回を目標としたところ、事業の取組や財務状況などを随時公開するなど目標以上に更新したほか、新たにフェイスブックにより適時に情報発信に努めた。

なお、コロナ禍の影響により、対面での募金活動や人が集まるイベント等を大幅に縮小せざるを得ない事態が生じたが、感染拡大防止に努めながら最大限の取組を展開した。

本中期経営計画の策定方針

今後も引き続き自主・自立的経営を確保し、緑の募金による財源をもとに県民・企業・団体等の理解と協力を得ながら、緑の募金の一層の普及啓発と安定した収入による緑化事業の充実を図っていくため、この5年間の実績等を踏まえて、新たな中期的経営のあり方を示す必要がある。

経営ビジョンである『未来へつなげる琵琶湖を育む豊かな森林・緑づくり～持続可能な緑あふれる暮らしを地域協働で守り育てる～』の実現に向けて、基本的な方針や目標等を示し、重点的な取組と施策を掲げる新たな中期経営計画（令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度））を策定する。

Ⅱ. 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とする。

Ⅲ. 経営ビジョン

未来へつなげる琵琶湖を育む豊かな森林・緑づくり
～持続可能な緑あふれる暮らしを地域協働で守り育てる～

Ⅳ. 基本的な方針

1. 経営の現状と今後の方向性

(1) 経営基盤

① 募 金

当会では、昭和30年(1955年)に「緑の羽根募金」(現 緑の募金)をスタートさせたが、以降、年々募金額は増加した。平成7年(1995年)に本県で開催された第19回全国育樹祭をきっかけに募金額が大幅に増加したため、翌年度から募金目標額を8千万円とした。しかし当初に期待されたほど目標額は達成されなかったため、平成17年度(2005年度)には目標額を6千万円として今日に至っている。

- 主要な財源である緑の募金額が目標額(6千万円)に対して、平成21年度(2009年度)以降は5千万円を下回り、その後も減少し続けており、平成25年度(2013年度)以降の平均は4562万円となっている。
- 募金額は近畿で兵庫県に次いで2番目であり、人口当たりでは全国的に常にトップ20以内である。(令和4年度(2022年度)第17位)
- 募金全体の約7割強を家庭募金が占めているが、人口減少や高齢化が進展する一方で、ふるさと納税制度やクラウドファンディングなど寄附の種類が増えるとともに、森林環境税の導入(令和6年度(2024年度))が予定されるなど、社会経済情勢が変化している。
- 家庭募金には一定の限界があり、都市部での募金額が低迷している。
- 募金への賛同が得られるよう、企業募金の働きかけをさらに充実させる。

〈課題への対応〉

- ◇ 募金目標額を5千万円に見直す(事業に対する地域のニーズは、年間4,200～4,500万円で推移)。

募金目標額は、地域のニーズに応えつつも、現在の社会経済情勢を勘案する必要があることから、近畿府県でも群を抜き、依然として高い目標である5,000万円に見直すこととする。

② 助成金

- 国土緑化推進機構からの助成金は有効に活用している。

- 県からの補助金についても有効に活用する。

③会費

- 賛助会員数は7団体と低調である。※会員（19市町、18団体）
- 企業あてに募金依頼を行う際、賛助会員としての入会のお願いも行うなど、賛助会員数の拡大に努める。

④基本財産の運用

- 国債等の公共債を中心に、投資適格格付けを有する債券による運用のほか、銀行定期預金への預入など、安全性・確実性を主として、配当性を従として運用を図っている。
- 運用先については、環境配慮の視点を取り入れる。

(2)事業展開

当会は、昭和25年（1950年）設立以降、生活環境における緑化や森林整備等を、73年間に渡って県行政と役割分担しながら実施してきた。

当会取組の根幹である生活環境緑化樹の苗木配布については、地域ニーズが減少傾向にある。県内には約3,000の自治会があるが、平成25年度(2013年度)～平成29年度(2017年度)までの5年間で、のべ2,806の自治会等へ総計約53,000本を配布したところである。次の平成30年度(2018年度)～令和4年度(2022年度)までの5年間では、のべ2,138の自治会等へ総計約38,000本の配布にとどまっている。

近年、気象状況が激しくなってきた一方で、植えた木の管理が十分でなかったり、大きくなった樹木の倒伏や枝枯れ等への対応が必要となってきた。

また、環境への貢献によって企業の価値向上を目指す気運が高まっており、森づくりや緑化への関心を寄せる事業者等が増加している。

- 基本姿勢
 - ・ 県民参加型を重視しつつ、安全・安心で、県民に身近な森林や公園等へのきめ細かい支援
 - ・ 県および市町行政の補完的または相乗効果を高める事業の実施
 - ・ 寄付元の企業が魅力的に感じられるような事業の研究・検討

〈課題への対応〉

- ◇ 事業実施後の地元自治会等による継続的な管理体制が整っていないケースが見られるほか、気象災害による緑化樹が及ぼすリスクへの対応が十分ではない公園等が見受けられるため、安全・安心な緑の空間づくりを検討する。
- ◇ 脱炭素や持続可能な経営実現を目指す企業等が森づくりや緑づくりに関わりたいとのニーズを受ける体制が十分ではない。また、地球温暖化への対応など県と連携した具体的な方策を研究する。

2. 経営方針

経営基盤および事業展開の現状と課題を踏まえ、経営ビジョンを実現するために、次の3つの経営方針を定める。

【方針1】 自主・自立性のある経営の維持・継続

事業の拡充にかかるものを除き「県からの財政的支援を得ない」という自主・自立性のある経営の維持・継続を図る。

【方針2】 県・市町行政と相互補完または相乗効果を図る一体的な事業および独自事業の実施

県・市町行政とのバランスのとれた事業展開と世論の動向を踏まえた効果的な独自事業の実施

【方針3】 公益財団法人として透明性の高い経営の推進

事業内容、財務諸表等のホームページ上での積極的な情報の公開、広報誌やSNSによる情報の発信

V. 取組の枠組みと数値目標

3つの経営方針を実現するために、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、次の6点を取組の枠組みとするとともに、併せて数値目標を定める。

1. 県民の緑化意識の高揚と募金額の目標達成

「緑の募金」の趣旨を啓発するとともに、生活環境における森・緑づくりの大切さを広く普及・啓発し、県民、企業、団体等の緑化意識を高め、募金の目標額5千万円の達成に努める。

2-1. 身近な森づくりへの支援

県民等が自ら行う森づくりや、学習としての学校林づくりのほか、森林ボランティア等による協働の森づくりの取組を支援する。

2-2. 安全・安心なまちの緑づくりへの支援

県民等で行われる学校、公園等の公共施設を中心とした植樹活動など身近な緑づくりを支援するとともに、安全・安心な緑の空間づくりを検討する。

2-3. 次代のリーダー等の育成

(緑の少年団等の育成強化と団体・企業等の緑づくりリーダーへの支援)

緑の少年団等の育成を図り、次代を担う青少年による森・緑づくり、環境

活動等を推進するとともに、里山保全や地域の緑化等の取組を進める団体の活動や人材育成を支援する。

2－4．国際的な緑化活動の実施

森・緑づくりは、地球的視野に立った取組が必要であることから、国際的な緑化活動に努める。

3．公正で開かれた組織運営と効果的な広報

公益目的事業を行う公益財団法人として、適切な事業内容により組織の運営を行うとともに、ホームページやSNS等を利用した情報公開と琵琶湖を取り巻く森林・緑の重要性などの発信に努める。

【3つの経営方針による6つの取組の枠組みと数値目標 概念図】

方針1

自主・自立性のある
経営の維持・継続

- ・ 県民の緑化意識の高揚
と募金額の目標達成

方針2

県・市町行政と相互補完または
相乗効果を図る一体的な
事業および独自事業の実施

- ・ 身近な森づくりへの支援
- ・ 安全・安心なまちの緑づくり
への支援
- ・ 次代のリーダー等の育成
- ・ 国際的な緑化活動の実施

方針3

公益財団法人として透明性
の高い経営の推進

- ・ 公正で開かれた組織運営
と効果的な広報

数値目標

●募金額

50,000千円/年

●森林・緑づくり活動への支援数

50箇所/年

●HP更新回数

月2回

●安全・安心な緑あふれる公園等

の空間数 5箇所/5年間

経営ビジョンの実現に向けて

経営ビジョン

未来へつなげる琵琶湖を育む豊かな森林・緑づくり
～持続可能な緑あふれる暮らしを地域協働で守り育てる～

VI. 重点的な取組

重点的な取組は以下のとおりとするが、具体的には、各年度における事業計画に示す。

1. 県民の緑化意識の高揚と募金額の目標達成

「緑の募金」の趣旨を啓発するとともに、健全な生活環境を守っていく上での森林・緑の重要性を訴え、あわせて琵琶湖の保全等のための森・緑づくりの必要性を普及・啓発する。

(1) 緑の募金

森づくり及び緑化の推進を図るため、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、滋賀県及び県内市町ならびに関係団体との連携のもとに、「緑の募金」運動を展開する。

- ・募金目標額 50,000千円
- ・募金期間
春期 4月1日から 5月31日まで
秋期 9月1日から10月31日まで
- ・募金強調月間
春期 4月15日から5月14日まで
(全国みどりの月間の期間)
秋期 10月1日から10月31日まで
(滋賀県びわ湖水源のもりづくり月間の期間)

・募金啓発手法

①大型小売店舗、②主要なJR駅頭等での街頭啓発をはじめ、③公共施設等へのポスターの掲出、④市町広報、⑤新聞への広告掲載、⑥啓発広報誌の発行、⑦公共施設、事業所等への常設的な募金箱設置、⑧インターネットを利用した募金などのほか、⑨テレビ等での啓発放送などにより積極的かつ効果的な啓発活動に努める。

啓発に当たっては、効果的な募金啓発グッズ等を適切に配布し、広く県民に募金を呼びかけ、協力を求める。また、企業・団体等から一定額以上の寄附があった場合の表彰制度(感謝状楯)を継続する。

(2) 緑化啓発コンクールの実施

緑化啓発のための写真コンクール及び「緑の募金・緑化推進」をテーマとする標語コンクールを実施するとともに、緑化運動ポスター原画コンクール、学校緑化コンクール、育樹活動コンクール等への参加を促し、森づくりや緑化に関する県民の関心を高め、その重要性の普及・啓発に努める。

(3) 緑化相談の実施

当会または県・市町主催の催し等の場に「緑化相談員」を配置・派遣

して緑化に関する相談に応じ、身近な緑づくりについての普及・啓発を図る。

(4) 募金活動等の総合的推進

各市町緑化推進委員会が行う募金活動及びこれに基づく森づくりや緑化の推進に関する事業に係る運営費、事務費等に対して助成し、募金活動、森づくりや緑化の推進に関する事業の総合的な推進を図る。

(5) 啓発活動の総合的推進

緑化意識の向上を図るための啓発活動について総合的に企画運営するとともに、各地域の実情に即した森づくりや緑化が推進されるよう努める。

当会の事業及び緑の募金の実績とその使途等について、広報誌の発行、ホームページへの掲載などにより、広く緑化推進に関する普及・啓発に努める。

国土緑化推進機構及び近畿地区緑化推進協議会との連携により、幅広い啓発に努める。

その他あらゆる機会を捉えて、各種の報道媒体に「緑の募金」や、森づくりと緑化の推進に関する資料等を情報提供するとともに、当会の事業及び緑化の重要性をわかりやすく説明し、啓発に努める。特に、琵琶湖を取り巻く森林・緑の必要性についても発信を行う。

2. 身近な森づくりへの支援

県土の2分の1を占める森林は、木材の供給のみならず、水源涵養、県土の保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止等様々な機能を有している。

これらの森林を県民や森林ボランティア等が主体となって、次世代に引き継ぐために整備、保全、活用する取組を支援し、県民参加による森づくりを地域特性に応じて推進する。

(1) ふれあいの森づくりへの支援

県民の語らいや休養の場となる森（語らいの森）、卒業・出産等人生の節目となる出来事を記念して植樹する森（記念の森）、ドングリなど実のなる木の植樹など生き物の棲みやすい環境をつくる森（生き物を育む森）、地域の児童、生徒などの自然観察や野外学習、遊びなどの場となる森（学び、遊びの森）など、地域の特性やニーズに応じて、県民自らが行う森づくり活動を支援する。

(2) 学校林づくりへの支援

教育の一環として実施される学校林の植林や手入れ、学習等の活動を支援し、次代を担う青少年の森林・林業への理解を深めるとともに、

森林の多面的機能や環境問題等に対する関心を高める活動を支援する。

(3) 協働の森づくりへの支援

県民が協働・連携して行う森づくり活動を支援し、森づくりの推進を図る。具体的には、上下流の森林所有者や県民等が連携する森づくり、ボランティア団体等が広く県民等に参加を呼びかけて行う森づくり、森林・緑への理解を深めるため都市部を核とする県民自らが実施する森づくりなど、多様な形態の森づくりを支援する。

3. 安全・安心なまちの緑づくりへの支援

県民等と行政との協働により行われる身の回りの生活環境の緑づくりの活動が県土緑化のための大きな活動につながることから、学校、公園等の公共施設を中心とする身近な緑づくりの活動を支援し、まちの緑づくりを推進する。

(1) 生活環境の緑づくりへの支援

学校等や公園等の公共施設・公共用地等の身近な生活環境において、県民の参加により行われる植樹活動に苗木を提供し、生活環境の緑づくりを支援する。

(2) 緑のまちづくりへの支援

幼稚園、学校や公園等の公共施設等において記念行事等として関係者の参加により行われる植樹活動であって緑化啓発効果が著しく期待できるものに対して、苗木を提供し、緑のまちづくりを支援する。

(3) 淡海の巨木・名木次世代継承事業の推進

県内の巨木・名木に焦点を当て、人々の心の支えやまちの顔あるいは地域の誇りとなっている樹木に必要な手当をすることにより、生き生きとした樹木としてよみがえらせ、次世代へと継承する。

(4) 企業からの寄贈苗木による緑化の推進

県土の緑化に理解の深い企業から、桜や緑化苗木の寄贈を受けて、琵琶湖岸や公共施設等への植栽を進め、安らぎとうるおいのある環境づくりに役立てる。

なお、事業実施後の地元自治会等による継続的な管理体制が整っていないケースが見られるほか、気象災害による緑化樹が及ぼすリスクへの対応が十分ではない公園等が見受けられるため、安全・安心な緑の空間づくりを検討する。

4. 次代のリーダー等の育成

森林環境学習や環境保全の取組を通じて、次代のリーダー等となる人々の緑化意識を高めるため、人材育成を進めるほか、自主的にそのような活動に取り組む団体活動を支援する。

(1) 緑の少年団等の育成と活動強化

森・緑づくりや環境保全の取組は少年・幼年時代からの森林・環境活動により培われることから、「緑の少年団」及び「緑の幼年団」について、その新規結成と育成及び活動の活性化を図るため、指導者の育成に努める。併せて、交流会等の開催、各種大会への参加を支援する。

(2) 森林・緑化活動団体等の活動への支援

「緑の募金」を県域的に推進する森林・緑化活動団体の活動を支援し、森づくり・県土の緑化の推進を図る。具体的には、里山等の保全活動を通じて地域の緑づくりや環境保全に継続的に取り組んでいるボランティア団体の活動や、県民向けの森づくり等に関する研修・啓発により地域に根ざした人材育成を図る活動を支援する。

(3) 事業所環境等の緑化推進に関する研修の実施

事業所及びその周辺や身近なまちの緑化の推進は地域環境に大きな影響を与えることから、効果的な実施を図るため、緑化事業関係者等を対象に緑化に関する知識及び技術についての研修会を開催し、実践力の向上を図る。

(4) 県との連携による企業等の森づくり・緑づくりの包括的サポート

県と連携・役割分担し、森づくりや緑づくりと関わりたい企業等をサポートする体制づくりを検討する。また、森林・緑づくりによる脱炭素・生物多様性等の実現や、森林空間の活用などにつながる具体的な方策について研究する。

5. 国際的な緑化活動の実施

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」の目的に沿い、様々な機会を捉えて緑化に係る国際交流を行うとともに、本県と関係が深い国との森・緑づくりに関する親善交流イベントや植樹活動などを実施する団体がある場合には支援を行う。

6. 公正で開かれた組織運営と効果的な広報

公益財団法人として理事会、評議員会、運営協議会の機能的な運営を図るとともに、当会事務局と県内5森林整備事務所（支所）の緑化地区担当及び

19市町の緑化推進委員会との連絡調整、意思疎通を円滑にするため、電子媒体等の有効活用による情報提供、意見、提案の場を設ける。

また、他府県の緑化推進委員会等の活動も参考にしながら、効果的な公益財団活動を研究する。

これらの当会の業務運営の透明化及び適正化を図るために、ホームページの充実によって情報公開の一層の推進を図るとともに、SNS等様々な広報媒体を積極的に活用し情報発信に努める。

VII. 推進体制

1. 自主財源の確保

積極的かつ効果的な啓発活動による募金目標額の達成と基本財産の安全・確実・効率性の高い運用を図る。

2. 進捗管理と点検評価

当計画の推進を図るため、「PDCA型運営システム（計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－反映（Action）」による進捗管理に努める。

毎年度、運営協議会で数値目標（緑の募金額等）の達成度及び事業の進行状況を点検し、事業の効果等について評価する。

3. 実施状況の公表

森・緑づくりの普及・啓発や森林整備、緑化推進施策の実施状況等については、当会の広報誌“湖国「緑の募金」”やホームページ、SNS等を活用して広く公表する。